



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月24日金曜日 第1621号外2

### ◇ 目 次 ◇

#### 人事委員会規則

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則..... 1

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... 1

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則..... 2

#### 公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則等の一部を改正する規則..... 2

#### 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 5

#### 人事委員会規則

#### ○愛媛県人事委員会規則 7 - 999

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成16年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

#### 職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

**第1条** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第43号）附則第2項の規定により同項に規定する新級を決定される職員のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同項に規定する旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同じ額とする。（期間の通算）

**第2条** 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第4条第8項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成12年愛媛県条例第56号）附則第4項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（愛媛県人事委員会

規則 7 - 981 ）は、廃止する。

#### ○愛媛県人事委員会規則 7 - 1000

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

#### 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

**第1条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ケ中「3級」を「2級」に改める。

別表第9 1級の項を削り、同表2級の項職務の級の欄中「2級」を「1級」に改め、同表3級の項同欄中「3級」を「2級」に改め、同表4級の項同欄中「4級」を「3級」に改め、同表5級の項同欄中「5級」を「4級」に改める。

別表第10 9 大学教育職員給料表級別職務区分表1級の項を削り、同表2級の項職務の級区分の欄中「2級」を「1級」に改め、同表3級の項同欄中「3級」を「2級」に改め、同表4級の項同欄中「4級」を「3級」に改め、同表5級の項同欄中「5級」を「4級」に改める。

別表第19を次のように改める。

#### 別表第19（第4条関係）

大学教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級
		1 級
学 長 学部長 教 授	大学卒	0
	短大卒	0
助教授	大学卒	0
	短大卒	0
講 師	大学卒	0
	短大卒	0
助 手	大学卒	0
	短大卒	2.5

別表第31助手の項初任給の欄中「2級」を「1級」に改め、同表教務職の項を削る。

別表第33給料表の欄中「医療職給料表(一)」を「医療職給料表(一)に改め、  
職員給料表」に改め、「大学教育職員給料表」を削る。

別表第34大学教育職員給料表の項中

「

10号給	14号給	9号給	11号給
------	------	-----	------

」を

「

14号給	9号給	11号給	
------	-----	------	--

」に改める。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

**第2条** 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

第6条中「並びに教授研究の補助を行う職員で学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う職務に従事するもの」を削る。  
(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第3条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

第5条の2第5号中「5級」を「4級」に改める。

別表第1大学教育職員給料表の項中「5級」を「4級」に、「4級」を「3級」に、「3級」を「2級」に、「2級」を「1級」に改め、同表備考1中「医療職給料表(一)」の下に「大学教育職員給料表」を加え、「同条第2項に規定する給料表」を「任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表」に改める。

**附則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(大学教育職員給料表の適用を受ける職員の在級年数に関する経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年愛媛県条例第43号)附則第2項の規定により同条例の施行の日(以下「施行日」という。)におけるその者の職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則第2項適用職員」という。)に係る施行日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(施行日から平成17年12月23日までの間における改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「新規則」という。)第19条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成16年12月23日においてその者が属していた職務の級及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年愛媛県条例第43号)附則第2項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」とする。  
(大学教育職員給料表の適用を受ける職員の施行日における昇格又は降格の特例)
- 3 改正条例附則第2項適用職員のうち、施行日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる給料月額を施行日の前日に受けていたものとみなして、新規則第22条又は第23条の規定を適用する。

**○愛媛県人事委員会規則7-1001**

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成16年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

**平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則**

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-986)は、廃止する。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会規則**

**○愛媛県公安委員会規則第14号**

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月24日

愛媛県公安委員会委員長 吉村 典子

**愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則等の一部を改正する規則**

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「内宮町」の下に「、安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷、和田、中島粟井、宇和間、小浜、中島大浦、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木」を加える。

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び諸管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(8)の表北条交番の項から西中島駐在所の項までを次のように改める。

北条交番	松山市土手内	松山市のうち安居島、猪木(大本)、院内、牛谷、大河内、片山、上難波、正岡神田、河野高山、佐古、下難波、庄、常保免、善応寺、高田、北条辻、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、夏目、八反地、府中、河野別府、北
------	--------	---

		条、宮内、柳原、横谷
粟井駐在所	松山市粟井河原	松山市のうち磯河内、小川、大西谷、鹿峰、鴨之池、粟井河原、客、九川、久保、小川谷、光洋台、苞木、常竹、西谷、平林、麓、本谷、安岡、和田
立岩駐在所	松山市猿川	松山市のうち猪木（大本を除く。）、尾儀原、小山田、儀式、立岩米之野、才之原、猿川、猿川原、庄府、滝本、立岩中村
浅海駐在所	松山市浅海原	松山市のうち浅海原、浅海本谷、大浦、萩原
中島駐在所	松山市中島大浦	松山市のうち小浜、中島大浦、神浦、長師、野忽那、宮野、睦月
西中島駐在所	松山市饒	松山市のうち中島粟井、宇和間、上怒和、熊田、津和地、饒、畑里、二神、元怒和、吉木

別表第1の(9)の表砥部交番の項所管区の欄中「伊予郡砥部町」の下に「のうち麻生、岩谷、岩谷口、鶴崎、大角蔵、大平、大南、上原町、川井、川登、北川毛、五本松、重光、拾町、千足、高尾田、田ノ浦、外山、七折、原町、万年、宮内、三角、八倉」を加え、同表広田駐在所の項を次のように改める。

広田駐在所	伊予郡砥部町	伊予郡砥部町のうち多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川、満穂
-------	--------	---------------------------------

別表第1の(10)の表参川駐在所の項から田渡駐在所の項までを次のように改める。

参川駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち本川、中川、上川
小田駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち南山、寺村、小田、日野川、大平
田渡駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち立石、吉野川、中田渡、上田渡、白杵

別表第1の(12)の表平野駐在所の項位置の欄中「大洲市平野町野田」を「大洲市西大洲」に改め、同表八多喜駐在所の項位置の欄中「大洲市八多喜」を「大洲市八多喜町」に改める。

別表第1の(13)の表内子警察署所在地の項所管区の欄中「大字内子」を削り、同表大瀬駐在所の項同欄中「大字大瀬、」を削り、同表城廻駐在所の項同欄中「大字内子」を「内子」に改め、同表五十崎駐在所の項及び平岡駐在所の項を次のように改める。

五十崎駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち五十崎、大久喜
平岡駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち平岡、重松、宿間、福岡、北表、山鳥坂、只海

別表第1の(18)の表鬼北警察署所在地の項から三島駐在所の項までを次のように改める。

鬼北警察署所在地	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字北川、奈良、中野川、芝、永野市、近永
好藤駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字成藤、国遠、清延、沢松、内深田、東仲、西仲、吉波
愛治駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字大宿、生田、清水、畔屋、西野々
泉駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字出目、興野々、岩谷、上川、小西野々、小倉
三島駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字広見、下大野、小松、久保、延川、川上

別表第1の(18)の表日吉駐在所の項を次のように改める。

日吉駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字父野川下、父野川中、父野川上、上大野、下鍵山、上鍵山、日向谷
-------	---------	--

別表第2 東予警察署小松検問所の項位置の欄中「周桑郡小松町」を「西条市小松町新屋敷」に改める。

**第3条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。**

別表第1の(12)の表宇和川駐在所の項から櫛生駐在所の項までを次のように改める。

宇和川駐在所	大洲市肱川町宇和川	大洲市のうち肱川町宇和川（久下、石丸を除く。）、肱川町中居谷、肱川町名荷谷、肱川町山鳥坂（篠谷）
肱川駐在所	大洲市肱川町山鳥坂	大洲市のうち肱川町宇和川（久下、石丸）、肱川町大谷、肱川町中津、肱川町西、肱川町山鳥坂（篠谷を除く。）、肱川町予子林
河辺駐在所	大洲市河辺町植松	大洲市のうち河辺町山鳥坂、河辺町植松、河辺町横山、河辺町川崎、河辺町川上、河辺町河都、河辺町三嶋、河辺町北平
長浜交番	大洲市長浜	大洲市のうち長浜町仁久、長浜、長浜町青島、長浜町黒田、長浜町沖浦、長浜町今坊、長浜町晴海、長浜町拓海
白滝駐在所	大洲市白滝	大洲市のうち白滝、戒川、柴
大和駐在所	大洲市長浜町下須戒	大洲市のうち長浜町下須戒、長浜町穂積、長浜町上老松、豊茂、長浜町大越
櫛生駐在所	大洲市長浜町櫛生	大洲市のうち長浜町櫛生、長浜町須沢、長浜町出海

**第4条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。**

別表第1の(2)の表中央交番の項所管区の欄中「越智郡宮窪町のうち大字四阪島」を「今治市のうち宮窪町四阪島」に改める。

別表第1の(5)の表朝倉駐在所の項から菊間交番の項までを次のように改める。

朝倉駐在所	今治市朝倉下	今治市のうち朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口
玉川駐在所	今治市玉川町長谷	今治市のうち玉川町大野、玉川町鬼原、玉川町葛谷、玉川町桂、玉川町木地、玉川町高野、玉川町小鴨部、玉川町三反地、玉川町摺木、玉川町長谷、玉川町中村、玉川町鍋地、玉川町鈍川、玉川町畑寺、玉川町別所、玉川町法界寺、玉川町御廐、玉川町八幡、玉川町興和木、玉川町龍岡上、玉川町龍岡下
小部駐在所	今治市波方町小部	今治市のうち波方町小部、波方町岡、波方町西浦、波方町馬刀湯、波方町宮崎、波方町森上
波方駐在所	今治市波方町波方	今治市のうち波方町養老、波方町郷、波方町大浦、波方町波方、波方町樋口
関前駐在所	今治市関前岡村	今治市のうち関前大下、関前小大下、関前岡村
大西駐在所	今治市大西町宮脇	今治市のうち大西町大井浜、大西町九王、大西町紺原、大西町新町、大西町別府、大西町星浦、大西町宮脇、大西町山之内、大西町脇
亀岡駐在所	今治市菊間町種	今治市のうち菊間町種、菊間町佐方
菊間交番	今治市菊間町浜	今治市のうち菊間町川上、菊間町松尾、菊間町高田、菊間町池原、菊間町西山、菊間町長坂、菊間町浜、菊間町田之尻

別表第1の(6)の表伯方警察署所在地の項から宮窪駐在所の項までを次のように改める。

伯方警察署所在地	今治市伯方町木浦	今治市のうち伯方町有津、伯方町北浦（竹田）、伯方町木浦
北浦駐在所	今治市伯方町北浦	今治市のうち伯方町伊方、伯方町叶浦、伯方町北浦（竹田を除く。）
下田水駐在所	今治市吉海町名	今治市のうち吉海町正味、吉海町津島、吉海町名駒、吉海町臥間、吉海町南浦、吉海町名、吉海町標名
八幡駐在所	今治市吉海町八幡	今治市のうち吉海町幸新田、吉海町仁江、吉海町本庄、吉海町八幡
泊駐在所	今治市吉海町泊	今治市のうち吉海町田浦、吉海町泊、吉海町福田
宮窪駐在所	今治市宮窪町宮窪	今治市のうち宮窪町友浦、宮窪町早川、宮窪町宮窪、宮窪町余所国

別表第1の(6)の表瀬戸崎駐在所の項から宗方駐在所の項

までを次のように改める。

瀬戸崎駐在所	今治市上浦町瀬戸	今治市のうち上浦町甘崎、上浦町瀬戸
井口駐在所	今治市上浦町井口	今治市のうち上浦町井口、上浦町盛
大三島交番	今治市大三島町宮浦	今治市のうち大三島町明日、大三島町台、大三島町大見、大三島町野々江、大三島町肥海、大三島町宮浦
宗方駐在所	今治市大三島町宗方	今治市のうち大三島町浦戸、大三島町口総、大三島町宗方

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

**第5条** 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表39の項区間の欄中「温泉郡川内町大字南方字竹之鼻1604番1地先」を「東温市南方字竹之鼻1604番1地先」に改め、同表53の項同欄中「北条市河原字乙田甲431番」を「松山市粟井河原字乙田甲431番」に改め、同表66の項同欄中「北条市河原字六反地372番2」を「同市粟井河原字六反地372番2」に改める。

**第6条** 愛媛県道路交通規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表5の項区間の欄を次のように改める。

今治市上浦町井口7582番2（広島県境）から同市山路字木ノ谷716番1まで
---------------------------------------

別表23の項区間の欄を次のように改める。

今治市吉海町名3610番から同市宮窪町宮窪4090番まで
------------------------------

（警備業法施行細則の一部改正）

**第7条** 警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表4を次のように改める。

4 松山市のうち中島粟井、宇和間、小浜、中島大浦、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木の区域

別表5中「のうち小田町、」を削り、同表6中「広田村」を「砥部町（多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川、満穂に限る。）」に改め、同表7中「五十崎町」を「内子町（内子、城廻、五百木、村前、大瀬中央、大瀬南、大瀬北、大瀬東、川中、袋口、立山、石畳、河内、論田、知清を除く。）」に改め、同表10中「日吉村」を「鬼北町（大字父野川下、大字父野川中、大字父野川上、大字上大野、大字下鍵山、大字上鍵山、大字日向谷に限る。）」に改める。

**第8条** 警備業法施行細則の一部を次のように改正する。

別表11を同表12とし、同表10を同表11とし、同表9を同表10とし、同表8を同表9とし、同表7中「のうち」及び「、肱川町、河辺村」を削り、同表7を同表8とし、同表6の次に同表7として次のように加える。

7 大洲市のうち肱川町、河辺町の区域

**第9条** 警備業法施行細則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**（第14条関係）

- 1 松山市のうち中島栗井、宇和間、小浜、中島大浦、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木の区域
- 2 今治市のうち朝倉上、朝倉北、新倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、関前大下、関前小大下及び関前岡村の区域
- 3 新居浜市のうち別子山の区域
- 4 大洲市のうち肱川町及び河辺町の区域
- 5 四国中央市のうち新宮町の区域
- 6 西予市のうち明浜町及び城川町の区域
- 7 越智郡の区域
- 8 上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名及び父野川を除く。）の区域
- 9 伊予郡のうち砥部町（多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川及び満穂に限る。）、中山町及び双海町の区域
- 10 喜多郡内子町（内子、城廻、五百木、村前、大瀬中央、大瀬南、大瀬北、大瀬東、川中、袋口、立山、石畳、河内、論田及び知清を除く。）の区域
- 11 西宇和郡のうち瀬戸町及び三崎町の区域
- 12 北宇和郡のうち松野町及び鬼北町（大字父野川下、大字父野川中、大字父野川上、大字上大野、大字下鍵山、大字上鍵山及び大字日向谷に限る。）の区域
- 13 南宇和郡愛南町（御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲、城辺乙、蓮乗寺、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鯖越、古月及び久良を除く。）の区域

**附 則**

この規則中、第1条、第2条、第5条及び第7条の規定は平成17年1月1日から、第3条及び第8条の規定は同月11日から、第4条、第6条及び第9条の規定は同月16日から施行する。

---

**公安委員会訓令**

---

**○愛媛県公安委員会訓令第2号**

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月24日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

**愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の2の(7)の表愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成13年愛媛県条例第53号）の項専決事項の欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成17年1月16日から施行する。

